

栃木県立博物館運営方針

令和4(2022)年8月17日

この運営方針は、栃木県立博物館基本構想(昭和 52(1977)年)及び栃木県立博物館条例(昭和 57(1982)年3月 30 日栃木県条例第3号)に基づき、来春施行の改正博物館法にも対応しながら、文部科学省や(公財)日本博物館協会の示す考え方等も参酌して、今後 10 年から 15 年を見渡しつつ当館の使命とそれを達成するための施策を明らかにするものです。

使 命

① 次世代に伝える博物館

栃木県の自然と文化に関する資料を収集保存し、調査・研究を行い、展示や教育普及事業を展開することによって、栃木県の特色や魅力に関する情報を発信し、次世代に伝えるとともに、郷土への理解、郷土愛の醸成を図ります。

② 栃木県の自然と文化を総合的に扱う博物館

自然分野と人文分野を併せ持つ総合博物館としての特色を活かした、学際的な調査・研究、展示・教育普及事業を展開します。

③ 多様な人々が学び、参加できる博物館

次世代を担う青少年の育成に寄与することを重視すると共に、興味関心や年齢層等が異なる多様な利用者を対象として、博物館資料の情報発信や展示・教育普及事業を積極的に展開します。

また、県民が博物館の諸活動に主体的に参加できる場を設け、県民と一体となって本県の教育や文化の向上・発展に寄与できるよう、人々に開かれた博物館とします。

④ 新しい価値を創造する博物館

県民及び県内外の博物館、研究機関、教育施設、研究団体等と連携・協力して学術的調査・研究を進め、新しい知識や概念を提示するとともに、文化財の保護・活用や自然環境の保全など社会的要請が強い課題について、研究機能と教育機能を併せ持つ機関ならではの創造的な活動を展開します。

さらに、関連機関と連携・協力して、文化観光などを通じた地域の活力向上への貢献にも取り組みます。

⑤ 栃木県の博物館施設の中核的役割を果たす博物館

栃木県の中核的な博物館施設として、県内の他の博物館、美術館、資料館等と連携・協力して調査・研究、展示・教育普及事業、研修等を実施し、栃木県の文化活動のより一層の振興を図ります。

基本方針

I 資料の収集・保管、及び調査・研究の推進

栃木県の自然と文化に関する資料を収集します。県民の財産、人類共通の財産である資料の継続的収集および世代を超えての継承に努めます。

また、栃木県の自然と文化をよりよく理解するための調査・研究を、他の地域との関連も視野に入れながら推進するとともに、自然科学、人文科学の発展に寄与する研究機関としての活動を活性化し、その成果を県の内外にわかりやすい形で公開します。

II 展示・教育普及の充実と情報発信の推進

栃木県立博物館としての特色を生かした展示・教育普及事業を展開します。

また、調査・研究の成果を展示や教育普及事業を通してよりわかりやすく県民に示すとともに、人的・物的資源を活用した多彩な教育普及事業の企画・実施に努めます。

博物館の活動や収集・保管する資料について、より広く密度の高い情報の発信と公開を図っていきます。

III 県民参加の促進と多様な主体との連携による新しい価値の創造

生涯学習社会に応じた施設としての機能充実に図り、より一層開かれた、県民が参画する博物館を目指します。

また、県民及び県内外の博物館、研究機関、教育施設、研究団体等のさまざまな主体と連携・協力して、学術的・文化的活動を振興するとともに、文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組みます。

IV 栃木県の中核的博物館としての活動展開の充実

栃木県の中核的な博物館として、県内の他の博物館・美術館・資料館等との連携協力を推進し、栃木県全体の文化の向上・発展に寄与します。

V 施設の適切な管理運営

利用者が安全で快適な環境の中で過ごせるように、安全の確保、バリアフリー化や多言語化等への配慮及び社会情勢の変化に対応した博物館活動のための施設のあり方を検討していきます。また、栃木県の貴重な資料を展示し後世に伝えるため、展示室と収蔵庫の資料保存環境を適切に保つように努めます。

博物館に対する県民のニーズを常に的確に把握し、県民との確かなパートナーシップに基づく管理運営を進めていくとともに、一層簡素で効率的な管理運営を進めていきます。また、運営の透明性の向上と説明責任の徹底を進め、点検評価を図りその結果を運営改善に結びつけていきます。

施 策

I 資料の収集・保管、調査・研究の推進

- 1 栃木県の自然と文化を総合的に扱う機関として、これらに関する資料及びその関連資料の収集を重点的に行います。資料の収集にあたっては、資料マネジメントを意識して行います。
- 2 収集した資料は、人類共通の財産として世代を超えて継承されるよう、資料の性質に応じて適切に整理・保管します。
- 3 収集した資料のより一層の利活用を図るため、資料のデジタルアーカイブ化を進めます。
- 4 栃木県の自然と文化をよりよく理解するための調査・研究を推進します。
- 5 自然分野と人文分野を併せ持つ総合博物館として、学際的な調査・研究を目指します。
- 6 県内外の博物館や大学等の研究機関、学術団体、研究団体等との連携強化を図り、栃木県版レッドリストの改訂事業や県内の歴史・民俗関係の調査などを含めた他団体等との共同調査・共同研究を促進します。
- 7 博物館における調査・研究の成果を広くわかりやすい形で公開します。

II 展示・教育普及の充実と情報発信の推進

- 1 多様な見学者にわかりやすく、親しまれる展示を目指します。
- 2 自然分野と人文分野を併せ持つ総合博物館として、学際的な展示や教育普及事業を目指します。
- 3 県民の要望をとらえ、映像やデジタル技術の活用を含めた、より魅力的な展示を目指します。
- 4 新しい情報と展示技術を活用し、常設展示の展示替えを目指します。
- 5 生涯学習機関として、県民のニーズをもとに、多様で親しみやすい教育普及事業の展開に努めます。
- 6 学校や公民館等の社会教育施設が博物館を効果的に活用できるように努めます。
- 7 博物館が収集・保管する資料の情報を県民と共有していきます。
- 8 博物館が行う活動の情報を、館のホームページや SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、マスメディアなどを含む多様な媒体を活用して、広く発信していきます。
- 9 外国人にも理解しやすい、グローバル社会に対応した情報発信に努めます。

III 県民参加の促進と多様な主体との連携による新しい価値の創造

- 1 来館者アンケートや SNS および来館者から直接いただいた意見など、博物館に対する利用者の声が、博物館の運営に反映するよう努めます。
- 2 博物館ボランティアや友の会による活動など、県民の博物館活動への参画を一層推進します。
- 3 博物館が扱う自然と人文の分野に関連する学術的・文化的活動や生涯学習活動をす

る団体との連携・支援をさらに進めます。

- 4 商工業、観光、健康、福祉など様々な分野で、県庁内や自治体、企業、団体等の多様な組織と連携協力を進め、新しい価値の創造や地域課題の解決により地域の活力向上に努めます。

IV 栃木県の中核的博物館としての活動展開の充実

- 1 栃木県博物館協会などを通して、県内の他の施設同士の情報交換や連携協力を促進します。
- 2 収蔵資料の貸し出しや移動博物館の開催などによって、収蔵資料の他施設での活用を図り、県内他施設を支援します。
- 3 県内他施設と連携協力した調査・研究、展示・教育普及活動等を実施し、栃木県の文化活動の活性化を図ります。
- 4 県内の施設職員等を対象とした研修等を実施し、学芸業務に関する専門的知識・技術の向上を図ります。

V 施設の適切な管理運営

- 1 博物館の環境を安全な状態に保つよう、職員の危機管理意識を徹底します。
- 2 博物館の環境を快適な状態に保つよう施設の維持管理に努めると共に、博物館の利便性の向上に努めます。
- 3 貴重な資料の保存・展示施設として、温湿度、空気質、照度などの環境を適切に維持すると共に、盗難・破損等の防止、防虫・防黴等、適切な施設の整備・管理に努めます。
- 4 調査・研究の実施に必要な施設や機材、図書等の整備・管理に努めます。
- 5 県民ニーズに基づく運営を行います。
- 6 効率的な予算執行を行います。
- 7 透明性の確保と説明責任を徹底します。
- 8 自己評価と外部評価による博物館評価を実施します。